

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和5年7月10日

住所 岡山県岡山市南区内尾665番地の1
名称 公益財団法人岡山県環境保全事業団
理事長 三宅 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日	平成9年2月10日	許可番号	第3-(3)-2号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類	汚泥の焼却施設 汚泥 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)		
設置場所	岡山県倉敷市水島川崎通一丁目18番		
処理能力	汚泥の焼却施設 420m ³ /日 廃プラスチック類の焼却施設 78トン/日		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ ④無		
留意事項	1 施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和5年7月10日

住所 岡山県岡山市南区内尾6-6-5番地の1
名称 公益財団法人岡山県環境保全事業団
理事長 宅 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日	平成22年2月25日	許可番号	第(13の2)-K04号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	産業廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず (これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)		
設置場所	岡山県倉敷市水島川崎通一丁目18番		
処理能力	紙くず 163トン/日(24時間) 木くず 194トン/日(24時間) 繊維くず 161トン/日(24時間) ゴムくず 67トン/日(24時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1 施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和5年7月10日

住所 岡山県岡山市南区内尾665番地の1
名称 公益財団法人岡山県環境保全事業団
理事長 三宅 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日	令和3年12月8日	許可番号	(13の2) - K10号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	産業廃棄物の焼却施設 1 産業廃棄物 燃え殻、ばいじん（これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等（水銀の回収が必要なものを除く。）を含む。） 2 特別管理産業廃棄物 (1) 特定有害産業廃棄物 ア 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。） イ ばいじん（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物及び水銀の回収が必要なものを除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。）		
設置場所	岡山県倉敷市水島川崎通一丁目20番2		
処理能力	燃え殻 144.0 t/日 (24時間) ばいじん 164.6 t/日 (24時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和5年8月8日

住所 岡山県岡山市南区内尾665番地の1
名称 公益財団法人岡山県環境保全事業団
理事長 三宅 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日	令和5年3月24日	許可番号	第(14のハ)-K01号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	管理型最終処分場(海面埋立) 燃え殻、汚泥(無機性汚泥に限る。)、廃油(タールピッチ類に限る。)、 廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) ・陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。)、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、 廃石綿等		
設置場所	岡山県倉敷市水島川崎通一丁目21番及び214番17番及び21番の地先公有水面		
処理能力	埋立面積: 229,000m ² 埋立容量: 4,600,000m ³		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の変更に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		